

(質問)

地震保険は、どのようなものにつけられますか。

(回答)

地震保険の対象になるのは、居住用建物（住居のみに使用される建物及び店舗併用住宅）と家財（生活用動産）です。

工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物には、地震保険はつけられません。

また、家財も地震保険の対象となりますが、営業用什器・備品や商品、1個又は1組の価格が30万円を超える貴金属・宝石・書画・骨董、有価証券（小切手、株券、商品券等）、預貯金証書、印紙、切手などの他、自動車も地震保険で規定する家財には含まれません。

(問い合わせ)

連絡先 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぼADRセンター
電話番号 0570-022808

(質問)

地震保険では、どのような損害が補償されるのですか。

(回答)

地震保険の補償の対象となる損害は、地震等を直接又は間接の原因として、建物や家財が火災（延焼火災を含みます）、損壊、埋没、又は流失となった場合です。

《具体例》

- 1 地震による倒壊、破損
- 2 地震によって生じた火災による焼損
- 3 地震によって河川の堤防やダムが決壊し、洪水となったため生じた流失、埋没
- 4 噴火にともなう溶岩流や噴石、火山灰や爆風によって生じた倒壊、埋没
- 5 地震や噴火の結果生じた土砂災害による流失、埋没
- 6 津波によって生じた流失、埋没

(問い合わせ)

連絡先 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぼADRセンター
電話番号 0570-022808